

平成25年度版

委託研究契約事務処理説明書

再生医療実現拠点ネットワークプログラム

平成25年4月



企業等

目 次

参考資料・提出様式一覧	- 2 -
委託研究契約事務に関するお問い合わせ	- 5 -
Ⅰ. はじめに	- 6 -
Ⅱ. 委託研究契約の締結及び変更等	- 6 -
Ⅲ. 委託研究契約・研究計画の変更及び研究報告	- 7 -
1. 変更契約	- 7 -
2. 計画等の変更	- 7 -
3. 委託研究の中止又は廃止	- 8 -
4. 中間報告	- 8 -
5. 実績報告	- 8 -
6. 成果報告	- 8 -
7. 成果利用届	- 8 -
Ⅳ. 委託研究費の執行について	- 9 -
1. 委託研究費の執行にあたって	- 9 -
2. 委託研究の予算費目（大項目）	- 9 -
3. 直接経費の各費目の取扱	- 10 -
4. 直接経費の執行上の留意事項	- 15 -
5. 間接経費について	- 18 -
6. 委託研究費の執行期限	- 19 -
7. 委託研究費のJSTから研究機関への支払いについて	- 20 -
8. 委託研究費の分割払いについて	- 21 -
9. 証拠書類の管理について	- 22 -
10. 物品等の取扱いについて	- 23 -
11. 研究費の不正使用、研究機関における管理監査体制、研究活動の不正行為について	- 25 -
12. 委託研究費の返還について	- 28 -
13. 「委託研究費の精算」について	- 28 -
14. 再委託について	- 29 -
15. 特定の事業目的により追加された研究資金の取り扱いについて	- 29 -
16. その他	- 29 -
Ⅴ. 知的財産権の管理について	- 32 -
1. 委託研究の成果に係る知的財産権の基本的な考え方	- 32 -
2. 研究機関所属の研究者（研究機関発明者）の持分に係る知的財産権の取扱い	- 32 -
3. 第三者が発明に参加した場合の取扱い	- 33 -
4. 共有に係る知的財産権の取扱い	- 33 -
5. JSTに帰属した知的財産権の研究機関への譲渡について	- 33 -
6. 研究機関に帰属した（JSTとの共有でない）知的財産権について	- 34 -
7. 「J-STORE・科学技術コモンズ」のご紹介	- 35 -

参考資料・提出様式一覧

【参考資料】

- 別添 1 競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針
- 別添 2 証拠書類一覧
- 別添 3 不正行為等に係る告発等の処理及び処分に関する規則（平成 25 年 1 月 1 日改正）
- 別添 4 競争的資金の適正な執行に関する指針〔競争的資金に関する関係府省連絡会申合せ〕
- 別添 5 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）
- 別添 6 研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて
- 別添 7 競争的資金制度一覧

【各種様式】

1) 計画様式

様式	報告書等の名称	提出期限等
計画様式 1	研究計画書 (含む、経費等内訳書・研究参加者リスト・研究協力者リスト)	事業開始前の J S T が別途指示する日
計画様式 2	契約・調印者情報	研究計画書の締切日 ※本事業の実施にあたって、J S T と新たに契約を締結する場合または情報の更新が必要となる場合のみ提出
計画様式 3	研究計画変更承認申請書	該当事由判明次第速やかに（実施前に）
計画様式 4	委託研究中止（廃止）承認申請書	中止（廃止）事由判明次第速やかに（実施前に）
計画様式 5-1	研究計画変更届（事前）	該当事由判明次第速やかに（実施前に）
計画様式 5-2	研究計画変更届（事後）	該当事由発生後速やかに（但し、当該年度末で終了する課題は 4 月 2 日迄）

2) 報告様式

報告様式 1	委託研究中間報告書	J S T が求める都度（J S T が別途指示する日）
報告様式 2	委託研究中止（廃止）報告書	当該研究中止（または廃止）後 30 日以内
報告様式 3	委託研究実績報告書	当該年度終了（または研究実施期間終了）後 30 日以内
報告様式 4	委託研究成果報告書の提出について (含む別添・別紙)	委託研究実施期間の終了、委託研究の完了・中止・廃止の日のいずれか早い日から起算して 60 日以内
報告様式 5	成果利用届	成果利用前に速やかに

3) 経理様式

様式	報告書等の名称	提出期限等
経理様式 A-1	収支簿	当該年度終了後、研究実施期間終了後または研究中止（廃止）後 30 日以内。 ※収支簿には、証拠書類一式（含む、借上経費、光熱水料、利益排除等の算出根拠等の様式任意の添付資料）を添付すること ※科研費を受給し、科研費同様の条件で本事業に対する内部監査を実施している研究機関は、提出を省略（各機関で保管）するものとする
経理様式 A-2	間接経費執行実績報告書	次年度 6 月 30 日
経理様式 A-3	返還連絡書	当該年度の 3 月 10 日
経理様式 A-4	経理処理および経理様式等 事前チェックリスト	各研究機関は経理処理および経理様式の作成・提出にあたって、必ず、本チェックリストにより記載内容の確認を行うこと。 なお、本チェックリストは提出不要。

4) 経理様式

様式	報告書等の名称	提出期限等
経理様式 C-1	作業月報	当該年度終了後、研究実施期間終了後または研究中止（廃止）後 30 日以内。 ※但し、科研費を受給し、科研費同様の条件で本事業に対する内部監査を実施している研究機関は、提出を省略（各機関で保管）するものとする。
経理様式 C-2	作業日誌	
経理様式 C-3	人件費精算書	
経理様式 C-4	従事証明書	

5) 物品様式

様式	報告書等の名称	提出期限等
物品様式 1	有形固定資産取得報告書	9月末現在[検収ベース]=当該年度の10月4日 3月末現在[検収ベース]次年度の4月2日
物品様式 2	無形固定資産取得報告書	
物品様式 3	少額物品取得報告書	
物品様式 4	取得物品移動報告書	随時、必要の都度
物品様式 5	取得物品不用・処分申請書	
物品様式 6-1	取得物品持ち出し申請書	
物品様式 6-2	預り書	
物品様式 6-3	取得物品貸付申請書	
物品様式 6-4	借受物品受領書	

6) 知財様式

様式	報告書等の名称	提出期限等
知財様式 1	知的財産権出願通知書・ 知的財産権設定登録等通知書	出願・申請の日・設定登録等を受けた日から60日以内
知財様式 2	知的財産権実施通知書	実施等をした日から60日以内
知財様式 3	知的財産権譲渡申請書	随時、必要の都度
知財様式 4	知的財産権譲渡に関する同意書 (発明者)	
知財様式 5	知的財産権譲渡同意書(共同出願人)	
知財様式 6	知的財産権移転承認申請書	移転前に申請(速やかに)
知財様式 7	専用実施権等設定・移転承認申請書	設定・移転前に申請(速やかに)

委託研究契約事務に関するお問い合わせ

委託研究契約事務に関する質問などは、以下まで問い合わせください。

《お急ぎの場合を除き、極力電子メールでお願いします》

1. 本事務処理説明書の記載に関するお問い合わせ

(独) 科学技術振興機構 再生医療研究推進部 経理契約グループ

E-mail : saisei-nw-keiyaku@jst.go.jp

TEL 03-5214-8446

2. 個別課題の取扱に関するお問い合わせ

(独) 科学技術振興機構 再生医療研究推進部 事業推進グループ

E-mail : saisei-nw-suishin@jst.go.jp

TEL 03-5214-8427

3. 各種書類等の郵送先

研究計画、委託研究契約に関する各種書類の送付先は以下の通りです。

【送付先住所】

〒102-0076 東京都千代田区五番町7番地 K's五番町

(独) 科学技術振興機構 再生医療研究推進部 * * * * * (グループ名) (*)

(*) * * * * * の部分は送付書類により異なります。以下を確認ください。

【計画様式・報告様式・知財様式】事業推進グループ

【契約書・請求書・経理様式・物品様式】経理契約グループ

※但し、「間接経費執行実績報告書」(経理様式A-2)は、以下の提出専用アドレス(JST共通)宛にE-mailにて提出願います。

提出専用アドレス : jst-i-report@jst.go.jp

4. 返還金等の振込先口座

返金等の振込先は各事業共通(以下口座)となります。

みずほ銀行 東京中央支店 普通預金 2709379

口座名義 独立行政法人 科学技術振興機構

※必ず事前に、振込日を担当者あてメールにて一報ください。

I. はじめに

本書は、独立行政法人科学技術振興機構（以下、「JST」という。）が文部科学省より承継し、平成25年4月より実施する再生医療実現拠点ネットワークプログラムを、「委託研究契約書」に基づいて委託先研究機関（以下、「研究機関」という。）が推進するにあたり、必要な事務処理等について補足的に説明するものです。

本書では、再生医療実現拠点ネットワークプログラムを総称して、「本事業」と記載することがあります。

また、本書では、拠点長、研究代表者、分担研究者等の資金の配分を受ける研究者を総称して、「研究担当者」と記載しています。

II. 委託研究契約の締結及び変更等

- ・ 契約の締結にあたって、研究機関は、次に掲げる書類をJSTが別途指示する期日までに作成し、JSTへ提出する必要があります。
 - (1) 研究計画書（計画様式1）
 - (2) 経費等内訳書・研究参加者リスト・研究協力者リスト（計画様式1付属資料）
 - (3) 契約・調印者情報（計画様式2）（*）
- （*）本事業の実施にあたってJSTと新たに契約を行う場合または情報の更新が必要となる場合のみ提出
- ・ 提出された上記書類を、JSTが妥当と認めた場合には、当該研究計画書（計画様式1）に基づき、委託研究契約を締結します。なお、契約期間は単年度を原則とし、成果報告会等の評価結果に基づく研究の進捗を勘案した上で、毎年度の契約更新を行います。
- ・ 委託研究契約を締結する各研究機関に対し、契約締結前および契約期間中に事務管理体制および財務状況等についての調査・確認を行うことがあります。その結果、必要と認められた機関についてはJSTが指定する委託方法に従っていただくこととなる他、委託研究契約の締結を見合わせる場合があります。
- ・ 現行、参画機関相互での共同研究契約の締結は、契約条項等で定めておりませんが、研究成果の活用等にあたり支障が生じないよう知的財産権の取扱いや守秘義務等に関して参画機関間で適切に対応ください。
- ・ 単年度契約を締結した場合であっても、研究費の効率的又は弾力的使用の観点から、予算（研究費）の前倒し又は後倒しを行える場合がありますので、事前にJSTへ相談ください。

Ⅲ. 委託研究契約・研究計画の変更及び研究報告

1. 変更契約

研究機関が、次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更契約の締結により行います。この場合、研究機関は、予め研究計画変更承認申請書（計画様式3）を作成し、JSTへ提出してください。当該申請内容が妥当と認められた場合には、JSTは研究機関と変更契約を締結し、当該変更契約の締結をもって変更の承認を行ったものとします。

- i) 委託研究契約書記載事項の変更（後述のⅢ. 2「計画等の変更」に規定するものを除く。）
- ii) 債権債務の一部を譲渡することによる受託者の変更
- iii) 委託研究契約書第5条第2項の中止の承認を受けた委託研究の再開にかかる委託研究契約書記載事業の変更(*)

(*) 委託研究契約書第5条第2項の中止の承認を受けた委託研究の再開を行う際には、研究計画書（計画様式1）を再度作成し、提出してください。

2. 計画等の変更

1) 「研究計画変更承認申請書」（計画様式3）により行う場合

研究計画書（計画様式1）のうち次に掲げる事項を変更しようとするときは、予め研究計画変更承認申請書（計画様式3）を作成し、JSTに提出してください。当該申請書の内容が妥当と認められた場合には、JSTは研究機関に対して承認の旨を記した通知書を発行します。

- i) 研究計画書（計画様式1）の「Ⅰ. 委託研究の内容」に関する変更
- ii) 研究計画書（計画様式1）の「Ⅱ. 委託研究の実施体制」のうち、「1. 研究担当者」及び「2. 研究項目別実施区分」の担当責任者の変更
- iii) 研究計画書（計画様式1）の「Ⅱ. 委託研究の実施体制」のうち、「4. 知的財産権の帰属」及び「5. 委託研究契約書の定めにより機構に提出することとされている著作物以外で委託研究により作成し、機構に納入する著作物の有無」に関する変更
- iv) 研究計画書（計画様式1）の「Ⅲ. 委託研究費の経費の区分」に関する変更で、委託研究契約書第5条第1項第2号の流用制限を超えて増減する場合（※）

(※) 流用制限に関する留意事項

- ・ 各大項目における流用額が、当該年度における直接経費総額の50%（この額が500万円に満たない場合は500万円）を超えない場合には、研究計画変更承認申請書（計画様式3）による申請を不要とします。
- ・ 委託研究契約書上の計上額が0円の費目についても、流用範囲内であれば使用可能です。
- ・ 流用額が事前承認不要の範囲内であっても、前述Ⅲ. 2「計画等の変更」に該当する場合には所定の申請又は届け出の手続きを必要としますので、ご注意ください。また、流用制限範囲内の流用であっても、後日、JSTが研究担当者及び研究機関に流用の内容に関する説明を求め、研究計画書（計画様式1）との整合性あるいは妥当性等が認められないと判断する場合には、委託研究費の返還を求めることがありますので、慎重に処理を行ってください。

2) 「研究計画変更届（事前）」（計画様式5-1）の提出が必要となる場合

研究計画書（計画様式1）の「Ⅱ. 委託研究の実施体制」のうち、「2. 研究項目別実施区分」の実施場所に関する変更を行う場合には、事前に、「研究計画変更届（事前）」（計画様式5-1）をJSTに提出してください。

3) 「研究計画変更届（事後）」（計画様式5-2）の提出が必要となる場合

次に掲げる事項を変更したときは、「研究計画変更届（事後）」（計画様式5-2）を遅滞なくJSTに提出してください。

- i) 委託研究契約書記載事項のうち、研究機関の住所、名称、代表者名及び代理人の変更
- ii) 研究計画書（計画様式1）の「Ⅱ. 委託研究の実施体制」のうち「3. 経理担当者」の変更

4) その他の留意事項

次に掲げる事項を変更したときは、委託研究中間報告書（報告様式1）、委託研究中止（廃止）報告書（報告様式2）又は委託研究実績報告書（報告様式3）の作成時にその変更内容及び変更理由を記載してJSTへ提出してください。

- i) 研究計画書（参考資料）経費等内訳書（計画様式1付属資料）の設備備品の変更又は追加
- ii) 研究計画書（参考資料）研究参加者リスト及び研究協力者リスト（計画様式1付属資料）の変更

3.委託研究の中止又は廃止

1) 委託研究の中止又は廃止の手続き

委託研究を中止又は廃止すべき事由が発生した場合には、「委託研究中止（廃止）承認申請書」（計画様式4）により、速やかにその旨を申請してください。

2) 研究担当者の移籍にともなう研究中止

研究担当者が他機関へ移籍、退職等する場合に当該研究機関における研究を中止する際にも、「委託研究中止（廃止）承認申請書」（計画様式4）により、委託研究契約の中止手続きを行って頂く必要があります。

なお、研究担当者が他機関へ移籍する場合の物品の移動については、後述の「[IV. 10. 3\) 物品の移動等について](#)」を参照ください。

3) 各種報告書の提出

委託研究の中止（廃止）の手続きを行った際には、中止又は廃止の日から30日以内に、委託研究中止（廃止）報告書（報告様式2）を作成し、JSTに提出してください。

4.中間報告

研究進捗の把握のため、必要に応じてJSTより研究機関に対して「委託研究中間報告書」（報告様式1）の作成及び提出を求める場合があります。

5.実績報告

委託研究実施期間の終了、委託研究の完了・中止・廃止のいずれか早い日から起算して30日以内に、「委託研究実績報告書」（報告様式3）を作成し、JSTに提出してください。

6.成果報告

委託研究実施期間の終了、委託研究の完了・中止・廃止の日のいずれか早い日から起算して60日以内に「委託研究成果報告書の提出について」（報告様式4）を表紙として、「委託研究成果報告書」（報告様式4別添及び別紙）を作成し、JSTに提出してください。

7.成果利用届

委託研究契約書第17条第5項に定める委託研究の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表をするもので、学術的影響の大きい科学雑誌への投稿、報道機関への発表等社会的に大きな影響を与える成果の利用をする場合は、事前に、「成果利用届」（報告様式5）をJSTに提出してください。

IV. 委託研究費の執行について

1. 委託研究費の執行にあたって

- ・ 研究費は、委託研究契約に基づき委託研究費として研究機関にて執行することになります。そのため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定。)(*)に示された「競争的資金等の管理は研究機関の責任において行うべき」との原則に従い、研究機関の責任において研究費の管理を行う必要があります。
(*) 参照：別添5 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)
- ・ 研究機関は、上記ガイドラインに基づき、研究機関における委託研究費の管理・監査体制を整備し、その実施状況を文科科学省へ報告するとともに、体制整備等の状況に関する現地調査に対応する必要があります。なお、本報告・調査等にて体制整備等が不十分であると認められ、改善要請等を行った結果として問題が解消されないときは是正措置を講じる場合があります。
- ・ 委託研究費は、当該委託研究の目的・趣旨に適合するもの(合目的性)を執行していただくとともに、原則として研究機関が各機関の規程に従って適切に判断の上、支出・管理を行って頂きます。但し、本事務処理説明書において本事業特有のルールを設けている事項については、本事務処理説明書に従って適正に執行してください。なお、科学研究費補助金を受給している機関にあっては、委託研究費の用途に関して本事務処理説明書に記載のない事項について、各機関における科学研究費補助金の取り扱いに準拠していただくことで差し支えありません。
- ・ 委託研究を円滑かつ効果的・効率的に推進し、より成果をあげるため、執行の柔軟性にも配慮をお願いします。
- ・ 国費を財源とすることから、研究費の執行については、経済性・効率性・有効性・合规性・正確性に十分留意してください。(これらは会計検査院の観点でもあります)
- ・ 委託先である研究機関は、当該委託研究に関して国の会計検査院の検査対象として委託研究費の支出・管理に対する説明責任を負うことに留意の上、適正な処理を行ってください。
- ・ 研究費については、計画的な執行をお願いします。委託研究実施期間終了時又は年度末における予算消化を趣旨とした調達等がないよう十分留意下さい。

2. 委託研究の予算費目(大項目)

- | | |
|----------|--|
| 1) 直接経費 | : 当該委託研究に直接的に必要な経費であり、「物品費」・「旅費」・「人件費・謝金」・「その他」の4つの費目(大項目)からなります |
| ① 物品費 | : 研究用設備・備品・試作品、ソフトウェア(既製品)、書籍購入費、研究用試薬・材料・消耗品の購入費用 |
| ② 旅 費 | : 研究担当者および研究計画書(計画様式1)記載の研究参加者等に係る旅費、招聘者に係る旅費 |
| ③ 人件費・謝金 | : 当該委託研究のために雇用する研究員等の人件費、人材派遣、講演依頼謝金等の経費 |
| ④ その他 | : 上記の他、当該委託研究を遂行するための経費
例)
研究成果発表費用(論文投稿料、論文別刷費用、HP作成費用等)、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、ソフトウェア外注製作費、検査業務費、不課税取引等に係る消費税相当額など |
| 2) 間接経費 | : 直接経費に対して一定比率(30%以内)で手当され、当該委託研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費としてJSTが支払い、研究機関が使用する経費 |

※各費目の具体的な用途等については、後述の「IV. 3. 直接経費の各費目の取扱」を必ず確認ください。

3.直接経費の各費目の取扱

- ・当該委託研究の遂行のために直接的に必要な経費が支出対象となります。
- ・適正な委託研究費執行を証明する証拠書類を整備し、発生した経費の妥当性を研究機関の責任において客観的に説明する必要があります。
- ・委託研究費は、合目的性（当該委託研究の目的・趣旨への適合性）に十分留意の上、原則として、各研究機関の規程に従って適切に支出・管理してください。但し、本事業特有のルールを設けている事項については、本事務処理説明書に従って適正に執行してください。
- ・研究機関の規程に基づく執行であっても、当該委託研究費の財源が国費であることに照らして、JSTが不適切と判断する場合は、全額もしくは一部を認めないことがあります。
- ・なお、科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の用途に関して本事務処理説明書に記載のない事項について、各研究機関における科学研究費補助金の取り扱いに準拠することで差し支えありません。

1) 物品費

- ・設備費については、既存設備の状況を勘案し、必要性・妥当性を十分に検討した上で、必要不可欠なもののみを調達して下さい。
- ・特に高額な調達を行う場合は、参考見積を入手するなどして市場価格の把握を行った上で、計画と実際の執行に大幅な金額の変動が生じないよう十分留意下さい。
- ・物品費の計上範囲については、「[IV. 2. 委託研究の予算費目](#)」を確認ください。（ソフトウェア外注製作費は「その他」に計上してください）
- ・物品等の調達にあたっては、経済性・効率性の観点から、競争原理（相見積・入札制度）の積極的な導入が求められます。
- ・本委託研究費で購入した物品等については、本委託研究以外に利用することは認められません。
- ・研究機関所有の設備等について資産として計上すべきような改造は認められません。取得物品又は提供物品に改造を加える場合は、事前にJSTへ相談ください。

2) 旅費

① 旅費の算定基準

- ・各研究機関の旅費規程に準拠します。

② 旅費支出の対象となる事由

- 1) 研究成果の発表
- 2) JSTが主催するミーティング、シンポジウム
- 3) 研究チーム内のミーティング
- 4) 委託研究費により雇用される専任者の赴任旅費
- 5) 外部専門家等の招聘
- 6) フィールドワーク（観測、試料採取、現地調査等）
- 7) その他委託研究遂行上、必要な事由が発生した場合

③ 旅費支出の対象となる者

- 1) 研究担当者
- 2) 研究計画書（計画様式1）に記載の研究参加者等
- 3) 外部専門家等の招聘対象者

④ 旅費支出に際しての留意事項

- ※ 旅費支出にあたっては、研究遂行上必要かつ合理的な人数、期間となるよう適切に判断ください。

3) 人件費・謝金

① 雇用の基準

- ・雇用は研究機関が自ら行い、当該人件費・謝金を委託研究費に計上してください。
- ・雇用契約に関わる諸条件は各研究機関の規程に準拠します。

② 委託研究費（直接経費）での雇用対象

当該委託研究を遂行するために直接必要な研究員・技術員・研究補助員等で、研究計画書（計画様式1）に研究参加者としての登録がある者。

なお、以下の場合は、直接経費より支出することが出来ません。

1. 研究担当者に対する人件費（※）
2. 国からの資金（交付金・補助金等）による人件費措置の対象者に対する人件費の置換え
（※）平成24年度までに文部科学省において実施されていた課題のうち、文部科学省より特に支出が認められていた者を除く。

i) 専従者の取り扱いについて

企業等が支払った実費により計上を行ってください。なお、当該専従者が月給制又は年俸制の場合には「作業月報」（経理様式C-1）を、時給制又は日給制の場合には、「作業日誌」（経理様式C-2）を作成し、収支簿（経理様式A-1）に添付してJSTへ提出してください。

ii) 兼業者の取り扱いについて

兼業者の人件費は、「人件費精算書」（経理様式C-3）および「作業日誌」（経理様式C-2）により当該委託研究に該当する部分の人件費を適切に按分の上、計上してください。なお、当該兼業者が月給制又は年俸制の場合には「作業月報」（経理様式C-1）も合わせて作成してください。作成した「作業月報」（経理様式C-1）、「作業日誌」（経理様式C-2）及び「人件費精算書」（経理様式C-3）は、収支簿（経理様式A-1）に添付してJSTへ提出してください。

③ 証拠書類について

人件費の計上にあたっては、出勤簿、タイムカード、雇用契約書・人事発令書、労働条件通知書、支給額明細書、支払証明書（領収書、銀行振込の明細）、賃金基準表、就業規則、給与規程及び会計伝票又はこれらに類する書類を研究機関において整備・保管してください。書面調査又は実地調査においてこれらの提出・提示を求める場合があります。

④ その他の留意事項

- ・人件費を計上する際には、「従事証明書」（経理様式C-4）を作成し、収支簿（経理様式A-1）に添付してJSTへ提出してください。但し、当該委託研究に従事することが明記されている任意の雇用関係書類（労働契約書、労働条件通知書、同等の覚書、辞令等）を提出できる場合は、本証明書の作成を省略することができます。
- ・研究機関において定められている基準勤務時間内での研究実施を原則とし、超過勤務が必要となる場合であっても必要最小限となるよう留意してください。
- ・人件費には各種手当、法定福利費を含むことができます。
- ・人件費（通勤費は除く）は不課税取引となるため、その金額に0.05 を乗じた金額を消費税相当額として直接経費「その他」に計上することができます（研究機関が消費税の免税事業者である場合には計上できません）。ただし、基本給に通勤費を含めている場合等についての取り扱いは、研究機関において税務署、公認会計士等の指示により研究機関の責任において整理してください。
- ・委託研究契約期間外に支給された給与、賞与は計上できません。

■ 雇用形態別必要書類

雇用形態		作業月報 【経理様式C-1】	作業日誌 【経理様式C-2】	人件費精算書 【経理様式C-3】	従事証明書※ 【経理様式C-4】
専従者	月給制・年俸制	○	—	—	○
	時給制・日給制	—	○	—	○
兼業者	月給制・年俸制	○	○	○	○
	時給制・日給制	—	○	○	○

※当該研究に従事することが明記されている任意の雇用関係書類（労働契約書、労働条件通知書、同等の覚書、辞令等）を提出できる場合は、従事証明書の作成を省略することができます。

⑤ 招待講演・専門的知識の提供に係る謝金について

- ・当該委託研究の実施に伴い直接必要である場合に限り支出可能です。また、単価基準は研究機関の規程に準じて執行して下さい。
- ・招待講演等により外部専門家に謝金を支払う場合を想定しています。
- ・他の研究機関所属の者であっても、研究チーム内のメンバーとして参画している場合は、招待講演等の謝金対象とすることは出来ません。

4) その他

[1] 会議費について

i) 会議費に含まれるもの

- ・会場借料
- ・飲食費用（アルコール類を除く）**※対象となる会議については、下記ii)を参照ください。**
- ・その他、会議に必要な費用

ii) 飲食費支出の対象となる会議

- ・当該委託研究で得られた研究成果の発表等、当該委託研究に直接的に関係する会議（ワークショップ、シンポジウムを含む）を主催する場合であり、かつ外部の研究者が参加する会合であることを要件とします。
- ・研究参加者のみによる定例的な研究ミーティングは対象となりません。（他の研究機関所属の者であっても、当該委託研究（委託研究題目）内の研究参加者は「外部の研究者」に含まれません。）

iii) その他留意事項

- ※ 研究成果の発表や当該委託研究の推進に係るシンポジウム・ワークショップ・ミーティング等に伴う会議費の支出にあたっては、国費を財源とすることに鑑み、必要最小限、極力簡素なものとするよう留意ください。特に、飲食費の支出にあたっては国民の疑義を招くことのないよう、金額・参加者の妥当性を適切に判断の上、執行ください。
- ※ 他の研究機関や学会等と共同で開催するような会合における会議費については、適切に分担して費用計上することとしてください。
- ※ 学会等参加時に当該委託研究参加者が支払った懇親会費は直接経費の対象となりません。

[2] 研究機関所有の設備・装置の使用について

- ・当該委託研究に直接使用する研究機関所有の設備・装置について、研究機関の規程等により合理的と認められる使用料が課されている場合は、当該経費を直接経費から支出することができます。

[3] 施設・設備等の保守・修理費について

- ・本委託研究費で購入した機器だけでなく、既存の施設・設備等であっても本研究のために専ら使用する場合には、直接経費からの支出が可能です。なお、直接経費による修理費は、通常の利用の範囲内において必要となった場合に限ることとし、使用者の過失が原因である場合には支出できません。
- ・研究機関所有の設備等について資産として計上すべきような改造は認められません。J S T 所有の取得物品又は提供物品に改造を加える場合は、事前に J S T に相談ください。

[4] 研究実施場所借上経費について

- ・当該委託研究に直接必要であり、専ら使用される研究実施場所については、借上経費の支出が可能です。研究機関は、研究実施場所の必要性や借上経費の妥当性について適切に判断の上、支出してください。なお、対象となる施設が研究機関所有の場合、その使用料の算出にあたっては利用規則等の規程に従う等、算出根拠を合理的に説明し得る方法により行ってください。
- ・研究実施場所借上経費の計上を行う場合には、経費の算出根拠を明らかにした証拠書類を整備し、収支簿の提出が必要な機関においては、収支簿（経理様式 A-1）に添付して提出してください（様式任意）。

[5] リース・レンタルについて

- ・設備等については、購入の他、リースやレンタルも可能です。
- ・但し、リース・レンタルを行う場合であっても、その契約にあたっては競争原理の導入が求められます。また、購入する場合に比して経済的であることが必要です。リース・レンタルを行うことにより、当該委託研究費が過度な負担を負うことは認められません。なお、研究者が異動する際に研究に支障の生じないことが前提となります。
- ・リース・レンタルの予算費目は、「物品費」ではなく「その他」として下さい。

[6] リース料・レンタル料、ソフトウェアライセンス・雑誌年間購読料等の計上範囲について

- ・上記費用を前納した場合でも、直接経費として計上できるのは、原則として既経過期間のみとなります。

[7] 光熱水料について

- ・当該委託研究に直接使用する実験棟、プラント、設備、装置等の運転等に要した光熱水料は、直接経費から支出することができますが、その額は専用のメーターに基づく支出を原則とします。なお、専用のメーターが装備されていない場合であっても、占有面積、使用時間等を勘案した合理的な積算根拠があり、その使用料を他の研究や業務と区別できる場合には、直接経費から支出することが可能です。但し、研究機関がその合理性を十分に説明し得る方法により行ってください。
- ・根拠が明瞭でない一定比率を光熱水費として割り当てることはできません。
- ・事務スペース、共用スペースに係る光熱水料は当該研究に直接使用しているとは言えないため、間接経費から支出してください。
- ・専用メーター以外の合理的積算根拠により計上している場合は、経費の算出根拠を明らかにした証拠書類を整備し、収支簿（経理様式 A-1）の提出が必要な機関においては、収支簿に添付して提出してください（様式任意）。

4.直接経費の執行上の留意事項

1) 当該委託研究費執行に係る発注・検収について

- ・発注・検収業務について、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営するなど、[【別添5 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）】](#)に則り、適切に行ってください。

2) 不課税取引等（不課税・非課税取引）に係る消費税相当額の取扱について

- ・委託研究契約は、消費税法上の「役務の提供」に該当するため、委託研究費の全額が消費税および地方消費税（以下「消費税」）の課税対象となります。
- ・委託研究費を物品調達などの課税取引だけでなく、人件費や海外旅費などの不課税取引等に支出する場合、JSTから受け取る消費税額と、各研究機関において支払う取引に含まれる消費税との差額が生じ、その差額に相当する消費税を各研究機関より納付することになります。
- ・このため、直接経費により執行された不課税取引等に係る消費税相当額について、直接経費に計上することが出来ます。但し、免税事業者である場合は、消費税相当額を計上することはできません。
- ・不課税取引等に係る消費税相当額を計上する際は、当該取引の予算費目に関係なく「その他」に計上してください。
- ・なお、個々の取引実態を反映しない一定割合による消費税相当額の計上は認められません。（例えば、直接経費全体に対して、消費税相当分として2%を計上する、課税取引が一部含まれる旅費総額に5%を乗じるなど）

※不課税取引等として以下のような例があげられますが、課税区分判定については研究機関の取扱いに従ってください。

- a. 人件費（うち通勤手当を除く）
- b. 外国旅費・外国人等招へい旅費（うち支度料や国内分の旅費を除く）
- c. その他、国外で消費する経費（国外の学会出席の際、国外に参加費を支払う場合など。）

3) 直接経費の収支管理

- ・直接経費の収支を明らかにするために収支簿（経理様式A-1）を作成し、『物品費、旅費、人件費・謝金、その他』の費目毎に収支管理を行って頂く必要があります。収支簿作成に当たっては、後述の[「IV.9. 証拠書類の管理について」](#)を参照ください。
- ・一定の要件が満たされる場合、収支簿の提出の省略が認められますが、この場合であっても、[「IV.9.2\) 収支簿の記載方法について」](#)に従って、収支簿を適切に作成頂く必要があります。
- ・研究機関において物品調達を行った際に納入遅延金が発生する場合には、その旨を速やかにJSTへ連絡願います。その連絡を元に、JSTより研究機関に対し返還通知書を発行します。研究機関は当該通知に基づき、納入遅延金をJSTへ返還してください。なお、「返還連絡書」（経理様式A-3）により行われる委託研究費の返還とは手続きが異なりますので、注意下さい。

4) 直接経費の支出方法について

- ・直接経費の支出（研究機関から納入業者等への支払）は、原則として、現金払いもしくは金融機関からの振込とってください。（手形取引、相殺決済、ファクタリングは認められません。）

- 5) 直接経費として計上できない経費
- ・当該委託研究の研究目的及び趣旨に合致しないもの
 - ・間接経費としての使用が適当と考えられるもの（通常の企業会計における一般管理費に該当するもの（管理部門人件費等）は間接経費に含まれます）
 - ・「敷金・保証金」等で予め戻入となることが予定されているもの(※)
 - ・「特許出願経費」「学会年会費」等で研究機関や研究参加者の権利となるもの
 - ・委託研究費の精算等において使用が適正でないとJSTが判断するもの
- ※特許出願経費については、間接経費からの支出を原則としますが、研究機関が非承継とした権利の出願であって、JSTが承認したものについてはJSTで出願経費を負担することが可能ですので相談下さい。
- 6) 物品・役務等の調達に係る競争原理の導入について
- ・物品・役務等の調達を行う際に、1 契約が100万円以上（消費税含む）の場合は、原則として、適正な証拠書類を整備した上で、競争原理を導入した調達（入札または相見積もり）を行ってください。なお、証拠書類の整備方法は、【別添2. 証拠書類一覧】を参考にしてください。
 - ・上記に関わらず、業者及び機種に対する合理的な選定理由等があり、競争による調達を行わない場合は、業者および機種に関する選定理由書を作成し、その理由を明確にする必要があります。
 - ・1 契約の金額とは、契約書（もしくは見積書）記載の金額または、契約期間における総見込み支払額とします。競争による調達を避けるために分割して調達することは、認められません。
- 7) 100%子会社等または自社から調達を行う場合の利益排除について
- ① 利益排除に関する留意事項
- ・原則として、競争原理を導入した調達（入札または相見積もり）を行ってください。
 - ・100%子会社等または自社から調達を行う場合、2 者以上（100%子会社等または自社を含まない）による競争の結果、100%子会社等または自社の調達価額が他者の価額以下となる場合は、利益排除は不要です。なお、ここでいう調達価額とは、適正な利益率を加味した価額（定価等）を指します。
 - ・利益排除を行っている場合には、算出根拠を明らかにした証拠書類を整備し、収支簿の提出が必要な機関においては、収支簿に添付して提出してください（様式任意）。
 - ・100%子会社等または自社から役務の調達を行う場合は、以下の要件を満たす必要があります。
 - a) 自社からの調達の場合は、当該役務を行う者が研究参加者の所属する部署以外に属する者であること
 - b) 仕様により作業内容が明確であるとともに、作業内容に研究開発要素を含まないこと
- ② 利益排除の方法
- a) 100%子会社等から1 契約100万円以上の物品又は役務の調達を行う場合（1 契約が100万円未満の場合は、以下の利益排除手続を省略することが可能です）
- ・合理的な選定理由により競争による調達を行わない場合の経費の計上にあたっては、原則として、製造原価又は仕入原価を用いることにより利益排除を行ってください。なお、原価の証拠書類等を明らかにできない場合には、100%子会社等の製造部門の責任者名によって、製造原価証明書を作成してください。
 - ・合理的な理由により原価による利益排除が困難な場合は、まず、ア)の方法を、ア)の方法が存在しない場合はイ)の方法を、イ)の方法が存在しない場合はウ)の方法を選択してください。
 - ア) 100%子会社内の部門間で当該年度適用の部門間振替価格を取り決めている場合は、その価格による経費の計上。但し、部門間で利益率を取り決めているなど部門間振替価格に利益が計上されている場合は、利益控除を行うこと。
 - イ) 100%子会社等と自社との間で当該年度適用の取引価格を取り決めている場合は、その取引価格による経費の計上。但し、子会社等と自社との間で利益率を取り決めて

いるなど取引価格に利益が計上されている場合は、利益控除を行うこと。

ウ) 100%子会社等の単独財務諸表から算出される経常利益率（経常利益／売上高、小数点以下第2位を切り上げ）による利益排除。

※ 100%子会社等とは、研究機関の持分比率が連結決算ベースで100%となる子会社・孫会社をいいます。（期中で出資比率が変動する場合は、出資比率変更日以降から、計上方法を変更してください。）

※ ウ) の経常利益率は、前年度の決算における値を使用してください。

※ ア)～ウ)いずれの方法においても、証拠書類にて明らかにできる様整備をお願いします。

※ ア)～ウ)のいずれの方法によることも困難であるとして利益排除を行わないことは認められません。

b) 自社から物品又は役務の調達を行う場合（調達金額の多寡に関わらず利益排除を行ってください）

・合理的な選定理由により競争による調達を行わない場合の経費の計上にあたっては、原則として、製造原価又は仕入原価を用いることにより利益排除を行ってください。なお、原価の証拠書類等を明らかにできない場合には、自社の製造部門の責任者名によって、製造原価証明を作成してください。

・合理的な理由により原価による利益排除が困難な場合は、まず、ア)の方法を、ア)の方法が存在しない場合はイ)の方法を選択してください。

ア) 自社部門間で当該年度適用の部門間振替価格を取り決めている場合は、その価格による経費の計上。但し、部門間で利益率を取り決めているなど部門間振替価格に利益が計上されている場合は、利益控除を行うこと。

イ) 自社の単独財務諸表から算出される経常利益率（経常利益／売上高、小数点以下第2位を切り上げ）による利益排除。

※ ア)、イ)いずれの方法においても、証拠書類にて明らかにできる様整備をお願いします。

※ ア)、イ)のいずれの方法によることも困難であるとして利益排除を行わないことは認められません。

③ その他

- ・ 100%子会社等が委託先である場合、その親会社からの調達は、利益排除の対象とはなりません。
- ・ 経常利益率による利益排除の方法を選択する際に、当該社が決算上赤字等（決算書上の経常利益が赤字もしくは0）の場合には、利益排除の必要はありませんが、その価格の適正性には十分な配慮を行ってください。

5.間接経費について

【参照：別添1 競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針】

1)間接経費の執行

- ・間接経費は「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成21年3月27日 競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ）に則り、研究機関の責任において、計画的かつ適正に執行するとともに領収書等の証拠書類を整備し、また、それらを事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管し、用途の透明性の確保に努めてください。

2)間接経費の算定・請求

- ・間接経費は直接経費に対する一定比率（30%）で措置されます。
- ・間接経費の算定（直接経費×間接経費率）にあたっての端数処理は「1円未満切り捨て」となります。

3)間接経費の主な用途

- ・「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」にて下表の通り示されています。

【間接経費の執行に係る共通指針URL】

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/siryu/08100113/007.htm

間接経費の主な用途の例示

被配分機関において、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費（「3. 間接経費導入の趣旨」参照）のうち、以下のものを対象とする。

○管理部門に係る経費

－管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

－管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費 など

○研究部門に係る経費

－共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－特許関連経費

－研究棟の整備、維持及び運営経費

－実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

－研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

－設備の整備、維持及び運営経費

－ネットワークの整備、維持及び運営経費

－大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費

－大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

－図書館の整備、維持及び運営経費

－ほ場の整備、維持及び運営経費 など

○その他の関連する事業部門に係る経費

－研究成果展開事業に係る経費

－広報事業に係る経費 など

※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

4) 留意事項

① 間接経費の返還

- ・委託研究の実施の結果、研究機関に委託研究遂行上、不用となる委託研究費の残額が生じ、JSTへ返金を行う場合には、返金を行う直接経費に相応する間接経費を加えてJSTへ返還してください。(変更契約等に伴い直接経費が減額された場合の間接経費の精算・返還についても同様としてください。)また、当初措置された間接経費の額と執行実績額が乖離し、間接経費のみに余剰が発生した場合は、当該執行残高をJSTへ返還ください。

② 委託研究費の返還に係る間接経費の端数計算について

- ・返還対象となる直接経費に対応する間接経費の計算は以下の通りです。
「返還すべき間接経費」＝「受入済の間接経費」－「支出済の直接経費に対応する間接経費」
- ・支出済の直接経費に対応する間接経費の計算における端数処理は、「1円未満切捨て」としてください。

【例】直接経費 1,200,000 円のうち 199,994 円を返還する場合の間接経費の計算

○支出済の直接経費 1,000,006 円(1,200,000-199,994)に対応する間接経費【間接経費率：30%】
 $1,000,006 \times 30\% = 300,001.8 = 300,001$ (1円未満切り捨て)

○返還となる間接経費【間接経費総額：1,200,000 円×30%=360,000 円】
 $360,000 \text{ 円} - 300,001 \text{ 円} = 59,999 \text{ 円}$

③ 間接経費の報告等

- ・間接経費に係る収支簿（経理様式 A-1）および証拠書類を JST へ提出する必要はありませんが、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」に示されている「使途の透明性の確保」の観点から、適正な執行を証明する証拠書類を整備ください。
- ・間接経費の執行結果については「間接経費執行実績報告書」（経理様式 A-2）により報告してください。なお、提出に当たっては、研究機関として同報告書 1 部を PDF 化し、指定のメールアドレスに期限の 6 月末日までにお送り下さい。

【経理様式 A-2】提出専用アドレス：jst-i-report@jst.go.jp（左記の“AT”を“@”に置き換えて利用ください。）

6. 委託研究費の執行期限

当該年度における委託研究費執行に係る契約、検収、支出の期限は下表のとおりです。

手続き	当該年度末（3/31）に研究実施期間が終了する契約	期中に研究実施期間が終了する契約
物品調達・役務等の契約	当該年度の3月31日	研究実施期間終了日または中止日
調達物品・役務等の検収	当該年度の3月31日	研究実施期間終了日または中止日
業者等への支払い（支出）	翌年度の4月30日	研究実施期間終了後30日以内

※ 単年度契約では年度をまたがる調達等の契約を行うことは原則として出来ません。研究進捗の遅れ、研究の前倒しのために年度をまたがる調達等を希望する場合には、予め、JSTに相談ください。

※ 人件費における事業主負担分や不課税取引等に係る消費税相当額等の研究機関留保分は、上記期限までに支払が完了していない場合でも、その支払金額が確定している場合に限り、当該人件費や取引が発生した年度での計上が可能です。

7.委託研究費のJSTから研究機関への支払いについて

1)支払いの方法

- ・原則として『均等分割払い』（四半期毎の4回払い）とします。
- ・但し、下記のいずれかに該当する場合は、『一括払い』とすることが可能です。
 - ① 当該年度における直接経費の額が2,000万円以下の場合
 - ② 第3四半期以降に契約が開始する場合
 - ③ 変更契約に伴う追加払いの場合
 - ④ その他、特段の事由がある場合
- ・分割払いの取扱いについては、後述の「[IV.8. 委託研究費の分割払いについて](#)」を参照ください。
- ・委託研究契約締結前および契約期間中に行われる事務管理体制および財務状況等に係る調査・確認の結果によっては、JSTが別途指定する委託方法（精算払等）に従って頂く場合や、委託研究契約の締結を見合わせる場合があります。

2)委託研究費の請求について

- ・委託研究費の早期支払いにより、研究費の効率的かつ速やかな執行による研究の円滑な推進、また研究機関の資金繰りの軽減が図られると考えます。各研究機関においては、委託研究契約の早期締結、並びに請求書の速やかな発行等の事務処理をお願いします。
- ・研究機関が発行する請求書は委託研究契約毎に作成ください。なお、誤りなく速やかに処理するために、確認事項として請求書類に研究担当者の氏名を記載してください。
- ・直接経費及び間接経費の請求は、速やかな支払いを可能とするため、「振込依頼書」や「納入告知書」でなく「請求書」をお願いします。
- ・納入告知書等で支払期限まで期日の猶予がない場合等には、個別に支払期限を調整させていただくことがあります。

3)銀行口座の取扱いについて

- ・JSTの直接経費及び間接経費を管理する銀行口座について、新規の口座を個別に設ける必要はありません。ただし、JSTが必要と認めた場合は、当該委託研究費の収支を明確にするため、専用の普通預金口座（無利息型）を新たに開設していただくことがあります。
- ・収支の記録は収支簿（経理様式A-1）を作成の上、研究担当者別に明確に区分してください。
- ・預金利息が発生した場合、JSTへ報告および返還する必要はありませんが、当該研究に直接的あるいは間接的に資する目的で使用頂くよう配慮ください。

4)委託研究費の変更について

- ・本事業において、当該委託研究の研究進捗状況に基づき、研究計画の見直し等により、契約期間中に委託研究費が増額または減額する場合は、直接経費に対する一定比率で措置されている間接経費も、同時に増額または減額となります。
- ・委託研究費の変更がある場合は、円滑な契約変更手続きに協力ください。
 - ①委託研究費の増額変更に伴う追加額の支払い
 - ・原則として一括して支払います。
 - ・委託研究費の増額変更に係る契約変更手続き終了後、速やかに増額された委託研究費を請求してください。
 - ②委託研究費の減額変更に伴う返還額の支払い
 - ・委託研究費の減額変更に係る契約変更手続き終了後、速やかに減額された委託研究費を一括払いで返還してください。
 - ・分割払いの場合などで、JSTより委託研究費の支払いが全額完了する前に委託研究費の減額等が判明した場合は、委託研究費の減額変更に係る契約変更手続きと併せ、研究機関から以後の請求額を減額するなどの調整をさせていただきます。

8.委託研究費の分割払いについて

1) 分割額の決定方法

・支払い額は、各期とも当該年度における直接経費及び間接経費の合計額を均等4分割した額を原則としますが、以下の理由がある場合は、JSTにて各期の支払い額を調整させていただきます。研究機関において調整が必要と認められる事由が発生する場合には、速やかにJSTに相談ください。

- ① 研究機関または研究担当者からの求めがあり、研究計画の内容や研究遂行上の観点から必要であるとJSTが判断した場合
- ② JSTの資金調達及び支払能力の範囲を超えている場合
- ③ その他、JSTが必要と判断する場合

2) スケジュール

各期のスケジュール等は下記の通りです。

	03月	●03月下旬迄・・・委託研究契約手続き（研究機関・JST）
第1 四半 期	04月	●04月下旬頃・・・第1四半期分の請求書（研究機関→JST）
	05月	●05月下旬頃・・・第1四半期分支払い手続き（JST→研究機関）
第2 四半 期	06月	●06月下旬頃・・・第2四半期分の請求書（研究機関→JST）
	07月	●07月下旬頃・・・第2四半期分支払い手続き（JST→研究機関）
第3 四半 期	08月	
	09月	●09月下旬頃・・・第3四半期分の請求書（研究機関→JST）
	10月	●10月04日迄・・・固定資産、少額物品取得報告（研究機関→JST） ●10月下旬頃・・・第3四半期分支払い手続き（JST→研究機関）
第4 四半 期	11月	
	12月	●12月下旬頃・・・第4四半期分の請求書（研究機関→JST）
	01月	●01月下旬頃・・・第4四半期分支払い手続き（JST→研究機関）
	02月	
	03月	●03月10日迄・・・返金が発生する場合の確定連絡（研究機関→JST）
		●04月01日迄・・・委託研究費の返還（研究機関→JST）
	04月	●04月02日迄・・・固定資産、少額物品取得報告（研究機関→JST） ●04月30日迄・・・通年（第1～4四半期）の「委託研究実績報告書」等の各種報告書類の提出（研究機関→JST）
	05月	
	06月	●06月30日迄・・・「間接経費執行実績報告書」（研究機関→JST）

9. 証拠書類の管理について

1) 作成・管理をしていただく経理等関係書類

① 「収支簿」(経理様式A-1)

- ・ 直接経費の収支を明らかにするため、収支簿を作成する必要があります。
- ・ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を遵守している研究機関が、科学研究費補助金を受給し、科学研究費補助金と同様の条件で内部監査を実施する場合には、収支簿の提出を省略することとします。但し、この場合であっても、各機関において適正に収支簿の作成及び保管を行う必要があります。また、JSTが特に必要と認める際には、収支簿の提出を求める場合があります。

② 適切に執行されたことを証明する書類

- ・ 経理等関係書類の様式について、特に定めはありませんが、研究機関内の意志決定から契約・検収・支払いまでの過程が確認できる一連の証書類を証拠書類として整備・保管し、国の会計検査やJSTによる経理調査等の際に支障のないように対応願います。
- ・ 国の会計検査等では、事実に基づく証拠書類により、発生した経費の適正性・妥当性を客観的に説明することが求められます。証拠書類の整備にあたっては以下の点にも留意ください。

○人件費について、適切に出退勤管理、従事管理が行われているか。

○旅費について、出張日程と出勤簿・従事日誌に不整合が無いか。

○納入される消耗品等について、単品納品書(※)により納入の事実が確認できるか。

※単品納品書：納品の都度発行される納品書

- ・ 経理等関係書類の整備に関する研究機関の規程が無い場合などは、【別添2. 証拠書類一覧】に準じて整備してください。

2) 収支簿(経理様式A-1)の記載方法について

- ・ 収支簿の記載は、1行1伝票としてください。(1行1品でも可です。)
- ・ 収支簿の『入出金年月日欄』は、委託研究費の入金年月日や当該調達等に係る支払年月日を日付順に記載してください。
- ・ 収支簿の『摘要欄』には調達等の内容が確認できるよう下記事項を記載してください。
 - i) 物品費：品名、数量
 - ii) 旅費：旅行者名、旅行内容(打合せ・会議名など)、用務地、旅行期間
 - iii) 人件費・謝金：従事者名、従事期間(〇月分など)
 - iv) その他：上記に準じ、調達等の内容が判る件名(品名)、数量など。学会参加費等についてはその会合の名称や日程

3) 収支簿(経理様式A-1)の摘要欄における省略記載について

① 物品費：品名・数量の省略について

- ・ 多数の消耗品等を一括で調達した場合には、主なものの品名のみを記載することで、その他を省略することが出来ます。[例：〇〇試薬〇mg 他]
- ・ 消耗品等の品名・数量を省略記載する場合であっても、納品時にその調達の内容及び数量を適切に把握し、確認する必要があります。
- ・ 具体的な品名等の記載を行わず「消耗品」と記載することは認められません。
- ・ 上記にかかわらず、「1品(もしくは1式)の金額が50万円以上」の物品等がある場合は、当該50万円以上の物品等について収支簿上に全て記載、もしくは、内訳が確認できる納品書等を添付ください。

② 旅費：用務地、旅行期間の省略について

- ・ 近距離の出張等で宿泊を要しないものは、「用務地」、「旅行期間」を省略して記載することが出来ます。
- ・ 上記の場合でも、「旅行者名」、「旅行内容」は、必ず記載してください。なお、原則として、旅費支出の対象者は、研究計画書記載の研究参加者となります。

③ 人件費・謝金：省略不可の取扱いについて

- ・ 複数の人件費・謝金対象者がいる場合、各対象者への支払金額がわかるように記載してください。

④ 省略記載の特例について

- ・ J S T への収支簿の提出の省略が認められる機関にあっては、各研究機関が説明責任を果たせる範囲内で、研究機関の判断による省略記載を可とします。但し、調査等において十分な説明が行えるよう、証拠書類等を適切に整備・保管してください。

4) 留意事項

- ・ 上述の「収支簿」(経理様式 A-1) は、科学研究費補助金収支簿の記載項目とほぼ同様です。研究機関で科学研究費補助金に係るシステムや帳簿の様式が備えてあれば、J S T の収支簿についても科学研究費補助金と同じシステムを使用して構いません。
- ・ 提出を受けた収支簿のうち、「IV. 9. 3) ①物品費、②旅費」に挙げる省略記載がなされている場合には、内訳明細、不明点等を担当者が照会することがありますので、留意ください。
- ・ 上記関係書類の保存期限は、当該委託研究契約終了後 5 年間です。

10. 物品等の取扱いについて

1) 物品の種類と所有権の帰属

① 取得物品

- ・ 研究機関が直接経費により調達した物品等をいい、その所有権は、J S T に帰属します。
- ・ 取得物品には、直接経費により調達された消耗品などを含む物品等が全て含まれます。

② 提供物品

研究担当者の要請等により研究機関に持ち込まれる J S T 所有の物品等をいいます。

2) 物品の管理

① 研究機関にて管理対象となる物品等

- ・ 研究機関は研究実施期間中、取得物品および提供物品を無償で使用することが出来ます。研究機関および研究担当者は、下記報告対象物品等以外(消耗品扱いとなる物品など)も含めて善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。

② 直接経費により調達された物品等のうち報告対象となるもの

- a) 有形固定資産(取得金額 20 万円以上の設備等) (物品様式 1 「有形固定資産取得報告書」)
- b) 無形固定資産(取得金額 20 万円以上のソフトウェア等) (物品様式 2 「無形固定資産取得報告書」)
※ 上記の資産取得報告は、対象がない場合であっても必ずその旨を連絡ください。
- c) 少額物品(取得金額が 10 万円以上 20 万円未満でかつ耐用年数が 1 年以上の物品等)

(物品様式 3 「少額物品取得報告書」)

※上記の取得金額は、消費税及び附帯費用(本体に予め付属する備品・消耗品等の費用、輸送費、据付調整費等)込みの金額を計上して下さい。

※100%子会社等または自社から調達を行った固定資産の取得金額は利益排除後の金額とし、利益排除の根拠となる資料を合わせて提出してください。また、各報告書の備考欄にその旨を記載してください。

※上記、固定資産の定義は、企業会計上のものと同一です。なお、研究機関所有の設備等について資産として計上すべきような改造は認められません。また、取得物品又は提供物品に改造を加える場合は、事前に J S T へ相談ください。

③ 試作品について

- ・ 企業会計上、研究開発費用として認識される取得金額 20 万円以上の試作品(ソフトウェア含む)は、固定資産には含まれません。例えば、研究活動の過程で構造や機能解析のために製作される試作用機器等(ソフトウェア含む)は、固定資産として報告する必要はありません。

④ ソフトウェアについて

- ・ 汎用性の無いソフトウェア(プログラム開発)を無形固定資産として報告する必要はありません。
- ・ ソフトウェアの所有権は J S T に帰属しますが、必要があれば、ライセンス名義を研究機関とすることができます。
- ・ 予め設備・機器等に付属しているソフトウェアについては、有形固定資産の取得金額の一部として計上してください。

⑤ JSTによる物品確認等

- ・取得物品および提供物品に有形固定資産を含む委託研究契約については、毎年度、有形固定資産の一覧表をJSTが作成の上、研究機関に電子データを送付しますので、内容を確認ください。
- ・物品等の確認のためにJST職員が研究機関に赴くことがありますので、協力願います。

⑥ 研究終了後の物品等の取扱について

- ・研究終了後、取得物品および提供物品のうち有形固定資産については、引き続き当該研究の応用等の目的に使用されることを前提に、原則として一定の貸借期間（有償）を経て、耐用年数経過後に買い取りいただくこととしております。
- ・消耗品扱いとなる物品等については、特に貸借契約等の手続きを行いませんが、その使用が終了するまでは、善良なる管理者の義務を持って、適正に管理してください。（転売して利益を得ることは認められません。）

3) 物品の移動等について

① 取得物品を移動する場合

- ・報告済の取得物品の所在場所が変更となる場合には、「取得物品移動報告書」（物品様式4）により、事前にJSTへ報告ください。
- ・研究担当者が移籍等により所属機関を変更し、次の所属機関においても、引き続きJSTの研究を推進する場合には、取得物品および提供物品を次の所属機関に移設しますので、協力をお願いします。
- ・JSTが委託研究契約を締結する分担機関へ物品を移動する場合は、「取得物品移動報告書」（物品様式4）による手続きにより物品の移動を行ってください。

② 取得物品を持ち出し、貸付する場合

i) 持ち出し

- ・修理、フィールドワーク等のために取得物品を一時的に移動させる場合は、「取得物品持ち出し申請書」（物品様式6-1）により、事前にJSTへ連絡ください。JSTが申請を受理した後、物品の預り者より「預り書」（物品様式6-2）を提出して頂きます。

ii) 貸付

- ・一時的といえない物品の移動を行う場合には、その期間に応じ、「取得物品貸付申請書」（物品様式6-3）により、事前にJSTへ連絡ください。（なお、JSTとの委託研究契約を締結している分担機関への移動は、上記3)①により処理を行います。）

7) 物品の移動が短期間（1年程度）の場合

JSTは申請を受理した後、物品移動先の研究機関に対し物品貸付許可証を発行します。物品移動先の研究機関には、物品受領後速やかにJSTに対し「借受物品受領書」（物品様式6-4）を発行して頂きます。

4) 物品の移動が長期間（1年超）の場合

JSTは申請を受理した後、物品移動先の研究機関との間でJSTが別途提示する移動物品の使用貸借契約を締結します。

iii) 取得物品が不用となった場合

- ・報告済の取得物品が不用となった場合には、「取得物品不用・処分申請書」（物品様式5）により、速やかにJSTに連絡下さい。処分の方法について、相談します。JSTに事前連絡することなく、物品を廃棄処分することは、認められませんの注意下さい。

iv) 提供物品の移動報告および不用申請について

- ・提供物品の移動報告および不用申請については、研究担当者よりJST担当者へ連絡の上、所定の手続きを行うこととしますので協力をお願いします。

11.研究費の不正使用、研究機関における管理監査体制、研究活動の不正行為について

1) 研究機関は、競争的資金(*1)による本事業の実施にあたり、その原資が公的資金であることを確認するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。また、研究開発活動の不正行為(*2)又は不適正な経理処理等(*3)（以下、「不正行為等」という。）を防止する措置を講じることが求められます。

(*1) 別添7「競争的資金制度一覧」以外の新たに公募が開始される制度を含みます。

(*2) 研究開発活動において行われた捏造、改ざん及び盗用。下記「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」参照。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gi_jyutu/gi_jyutu12/houkoku/06082316.htm

(*3) 研究費等を他の用途に使用した場合、虚偽の請求に基づき研究費等を支出した場合、研究補助員等の報酬等が研究者等の関与に基づき不正に使用された場合、その他法令等に違反して研究費等が支出された場合、又は偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合等。

2) 研究機関(*4)における研究費の適切な管理・監査の体制整備等について

研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定）（以下、「ガイドライン」という。）【別添5】に基づき、研究機関の責任において研究費の管理を行うこととなります。そのため、研究機関は本事業の契約にあたりガイドラインに沿って委託研究費の管理・監査体制を整備し、その実施状況等を「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という。）により文部科学省へ報告する必要があります。

新規採択により本事業を開始する研究機関及び新たに研究チームに参加する研究機関は原則として、研究開始（委託研究契約締結日）までにチェックリストを府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を用いて文部科学省へ提出してください。

なお、他事業の応募等により、前年度以降にチェックリストを提出している場合は、委託研究契約に際して、新たに提出する必要はありませんが、チェックリストはガイドラインにおいて年1回程度の提出が求められていますので、翌年度以降も継続して事業を実施する機関は、改めてその提出が必要となります。文部科学省のHP及びe-Radに登録された「事務代表者」宛でのメール連絡により、チェックリストの提出に関する周知が行われる予定ですので、留意ください。

研究機関における公的研究費の管理・監査の詳細は以下URLより確認ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/08122501.htm

(*4) 拠点長、研究代表者、分担研究者等の研究費の配分を受ける者が所属する研究機関が対象となります

3) チェックリストの提出等に係る留意点

i) チェックリストの提出にあたっては、研究機関においてe-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Radへの研究機関の登録を行っていない機関にあっては、早急に手続きをお願いします（登録には通常2週間程度を要します）。手続きの詳細は、以下のe-Rad所属研究機関向けページの「システム利用に当たっての事前準備」をご覧ください。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

※チェックリストの提出依頼に加えて、ガイドラインに関する説明会・研修会の開催案内等も文部科学省より電子メールで送付されますので、e-Radに「事務代表者」のメールアドレスを確実に登録してください。

ii) チェックリストは、文部科学省の案内・HPで最新情報を確認の上、作成ください。また、研究機関の監事又は監事相当職の確認を経た上で提出する必要があります。

○ 「体制整備等の自己評価チェックリスト」の提出について（通知）

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

○ 体制整備等自己評価チェックリスト 用語解説

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/icsFiles/afieldfile/2011/09/05/1310714_01.pdf

iii) 委託研究費の管理・監査体制の整備が不適切・不十分である場合、JSTは研究機関に対して改善要請を行います。なお、その後も改善策を実行していないなど、問題が解消されないと判断する場合、研究費の縮減、研究停止、契約解除等の措置を講じる場合があります。

4-1) 研究機関における研究開発活動の不正行為の防止

研究機関は、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成18年8月8日文科科学省科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会）における行動規範や不正行為への対応規程等の整備や研究者倫理の向上など不正行為防止のための体制構築や取り組みを行い、研究開発活動の不正防止に必要とされる措置を講じていただきます。

4-2) 機構における研究開発活動の未然不正防止の取り組みへの協力

研究開発活動の不正行為を未然に防止する取り組みの一環として、JSTは、平成25年度の新規応募による事業に参画し且つ研究機関に所属する研究員等に対して、研究倫理に関する教材の履修を義務付けることとしました（履修等に必要な手続き等はJSTで行います）。このため、JSTは、研究員等がその履修義務を果たさない場合には、所属する研究機関に委託研究費の全部又は一部の執行停止を指示することができるものとしますので、研究機関はこれに協力していただきます。

これに伴い、JSTは、当該研究員等が機構の督促にも拘らず定める履修義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。研究機関は、指示に遵って研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

5-1) 不正行為等に対する措置

国または独立行政法人が所掌する競争的資金制度又はJSTが所掌する競争的資金制度以外の事業において、研究開発活動の不正行為又は不適正な経理処理等が明らかになった場合には、機構の事業への申請資格又は参加資格の制限、申請課題の不採択の措置を行うとともに、不正の内容に応じて研究開発の全部又は一部の執行中止、研究開発費（委託研究費）の全部又は一部の返還等の処分並びに事実の公表の措置を取ることがあります。

また、国または独立行政法人（機構を含む）が所掌する競争的資金制度において処分を受けた研究者に対して、当該処分の決定日に遡って、前記の処分を行う場合があります。

なお、不正行為等が行われた場合、不正行為等の内容を他の競争的資金担当者（独立行政法人を含む）に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度において申請及び参加が制限される場合があります。

5-2) 不正行為等に対する申請等資格制限措置の改正について

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日・競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）が平成24年10月に改正されたことに伴い、機構における申請等資格制限を改正しました。【適用開始日：平成25年1月1日】新たな制限措置は、以下のとおりです。

- i) 「研究開発活動の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）」が行われた研究について、他の競争的資金制度との適用の統一化を図るため、当該研究者に対する「申請及び参加※」の制限期間を改正しました。制限期間は、原則として、1年から10年間とします。下表「不正行為の場合の申請等資格制限」参照。
- ii) 「不適正な経理処理等」が行われた研究について、「競争的資金の適正な執行に関する指針」における制限期間の厳罰化等に伴い、当該研究者に対する「申請及び参加※」の制限期間を大幅に変更しました。制限期間は、原則として、不正に係る委託費等を返還した年度の翌年度以降1年から10年間とします。

※「申請及び参加」：新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者として新たに研究に参加することを指します。

【不正行為の場合の申請等資格制限】

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間	
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うものと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
3 1及び2を除く不正行為に関与した者			2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

【不適正な経理処理等の場合の申請等資格制限】

研究費等の使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
3 1及び2以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4年
4 1から3にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10年
5 偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合	5年
6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1～2年

※上記2、4、6の制限期間については、平成25年度当初予算以降の事業等（前年度から継続して実施する事業も含む）の不適正な経理処理等について適用します。なお、前年度から継続して実施する事業で該当があった場合、平成25年4月1日以降から適用されます。

- 参照：別添3 不正行為等に係る告発等の処理及び処分に関する規則
 別添4 競争的資金の適正な執行に関する指針〔競争的資金に関する関係府省連絡会申合せ〕
 別添5 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）
 別添6 研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて
 別添7 競争的資金制度一覧

12. 委託研究費の返還について

1) 報告様式と提出期限

「返還連絡書」(経理様式A-3) : 当該年度の3月10日まで(確定報告)

2) 委託研究費の返還にあたっての留意事項

- ・委託研究契約の終了等に伴って、年度末に執行残額が生じる場合等には、本様式を提出の上、委託研究費の残額をJSTに返還してください。なお、間接経費の端数計算については、前述の「IV. 5. 4) ②委託研究費の返還に係る間接経費の端数計算について」を参照下さい。
- ・委託研究費の返還にあたっては、当該直接経費に相応する間接経費を加えた額を4月1日までに巻頭記載の指定口座に振込んでください。その際の当該振込に係る手数料は研究機関で負担ください。なお、可能な限り、年度内(3月末日まで)に振込頂きますよう、協力ください。
- ・本連絡書は郵送により提出してください。また、受付確認のため、必ず、電子媒体を電子メールにて送付してください。
- ・本様式は確定額での報告を行ってください。また、郵送提出分には公印の押捺が必要となります。
- ・中に研究資金の不用が判明する場合には、変更契約を締結し返金を行うこととなりますので、速やかにJST担当者まで連絡ください。

13. 「委託研究費の精算」について

1) 「委託研究費の精算」方法

- ・JSTは研究機関より提出された書類(委託研究実績報告書、収支簿、証拠書類等)を基に経費の執行に係る適正な履行を確認し、「委託研究費の精算」を行います。具体的には、合目的性(当該年度の研究計画書・計画様式1を基に、委託研究費が当該委託研究の目的・趣旨に適合するものに執行されていること)及び適正性(研究機関の経理規程に沿って、委託研究費が適正に支出・管理されていること)を確認します。この際、返金が必要と認められるものがある場合には、研究機関あてに「精算額通知書」を送付し、返金を求めます。
- ・収支簿(経理様式A-1)の記載にあたっては、前述の「IV. 9. 2) 収支簿の記載方法について」を参照ください。
- ・書面調査では、提出された書類の記載内容等について、JST担当者から電話や電子メール等で照会することがありますので、協力願います。

2) 書面調査と実地調査について

- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定)を遵守している機関で、科学研究費補助金(以下、「科研費」という。)を受給し、科研費と同様の条件で内部監査を実施する場合は、実地調査を原則として行わないこととします。同時に、JSTに対する収支簿(経理様式A-1)及び証拠書類の提出の省略を認め、委託研究実績報告書(報告様式3)に基づく簡便な精算を実施することとします。(収支簿及の提出省略が認められる場合であっても、研究機関は収支の合目的性・適正性についての説明責任が果たせるよう、収支簿の作成・保管と証拠書類の保管を行う必要があります。)
- ・科研費を受給していない機関、不正又は不適正な経理処理があった機関、JSTが特に必要と認める機関等に対しては、収支簿及び別添2証拠書類一覧に記載された証拠書類の提出を求め、それらを基に書面調査を行います。また、必要に応じ実地調査を実施します。
- ・書面調査、実地調査等において、事務管理体制や研究費の執行に問題を認める場合、JSTは研究機関に対して改善指導を行います。なお、その後も改善策を実行していないなど、問題が解消されないと判断する場合、研究費の縮減、研究停止、契約解除等の措置を講じる場合があります。

3) 支出計上が不適切と見なされる事例

以下の事例は合目的性・適正性の観点より、直接経費での計上が認められません。直接経費の支出にあたっては、以下事例を参考にその妥当性を適切に判断願います。

- 共用的な生活関連備品（電子ジャーポット、掃除機など）の計上
- 自己啓発のための書籍（英会話本など）・備品等の調達
- 液体窒素、ガス類で他の研究と切り分け不可能な場合
- 当該委託研究との関係性が不明瞭な出張旅費
- 当該委託研究との関連が不明瞭な複数人での海外出張
- 出勤簿と出張内容が不整合である人件費・旅費の計上
- 当該委託研究との関連性が不明瞭な人件費の計上
- 必要性の不明確な書籍の大量購入
- 内容が不明な学会参加費やシンポジウム参加費の計上
- 積算根拠が不明な光熱水費の計上
- 支出日が不明、あるいは支払先が不明瞭な支出
- 原因・内容の不明確な振替処理 等

14.再委託について

1) 再委託の可否

- ・ 研究機関は、原則として本委託研究を第三者に再委託することはできません。
※研究機関においてやむを得ない事情がある場合には事前にJSTへ相談ください。JSTは研究機関が作成する当該再委託に関する研究計画書の確認を行い、本委託研究の遂行上特に必要であると判断した場合には、本委託研究の一部について第三者への再委託を承認する場合があります。
- ・ 研究開発要素を含まない検査業務等の請負業務については、研究計画書（計画様式1）に基づくものであれば、特にJSTへの申請手続きを経ることなく、委託研究費により執行することが可能です。

2) 留意事項

- ・ 再委託を行う場合の再委託先の行為については、委託先研究機関の行為とみなされます。再委託が認められた場合には、再委託に係る予算執行、計画変更、各種報告、精算等の研究遂行について、研究機関の責任において適正な対応を図っていただく必要がありますので留意ください。

15.特定の事業目的により追加された研究資金の取り扱いについて

- ・ 課題採択後に、JSTが時宜に応じて募集を行う研究者支援制度（ライフイベント復帰支援等）により委託研究費が追加配賦される場合、事務手続上は、その金額を本委託研究契約に含めて契約を締結します。但し、各制度の性格に応じて個別に運用が定められている項目及び制限に関しては、各制度で定める募集要項等に従って適切に処理を行う必要がありますので注意ください。

16.その他

1) 法令等の遵守について

- ・ 研究構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。
- ・ 関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究停止や契約解除、採択の取り消し等を行う場合があります。
- ・ 研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、適切な対応を行ってください。

2) ライフサイエンスに関する研究等について

・特にライフサイエンスに関する研究について、各府省が定める法令等の主なものは以下の通りです。このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、留意ください。

- ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成12年法律第146号)
- 特定胚の取扱いに関する指針(平成21年文部科学省告示第83号)
- ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針(平成21年文部科学省告示第156号)
- ヒトES細胞の使用に関する指針(平成22年文部科学省告示第87号)
- ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成13年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)
- 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成21年厚生省令第68号)
- 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について(平成10年厚生科学審議会答申)
- 疫学研究に関する倫理指針(平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号)
- 遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号)
- 臨床研究に関する倫理指針(平成20年厚生労働省告示第415号)
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)

・なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記ホームページを参照下さい。

ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

3) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

・研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

・日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守して下さい。

(※) 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)の貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)があります。

・物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

・経済産業省等のHPで安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記を参照下さい。

- 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

- 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック(2012年 第7版)

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

4) ライフイベント（育児休業等）や長期海外出張などによる研究の中断等について

- ・ 研究担当者が育児休業や産前産後の休暇を取得する場合や、長期間の海外留学（研修）・派遣等で委託研究の遂行ができなくなる場合については、事前にJSTに相談ください。諸事情を勘案し委託研究を一時中断し、その後に再開するなどの措置ができる場合があります。

5) 課題終了後の調査について

- ・ 国の大綱的指針等に基づいて実施する追跡評価を行うため、研究終了後に追跡調査や成果展開調査等の調査を行っております。JSTの担当者から調査依頼を受けた場合、研究機関においては協力義務が生じます。

- 国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成20年10月31日内閣総理大臣決定）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyu/taikou081031.pdf>

- 文部科学省における研究及び開発に関する評価指針（平成21年2月17日文部科学大臣決定）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/1222/1314492_1.pdf

V. 知的財産権の管理について

1. 委託研究の成果に係る知的財産権の基本的な考え方

- ・ 研究機関は、委託研究の成果に係る知的財産権の保全（適時の研究成果把握、知的財産権の掘り起こし、権利承継有無の決定、及び権利承継する場合の出願等の権利化手続き）に配慮下さい。
- ・ 当該知的財産権は、発明者の所属（研究機関・JST）にかかわらず、委託研究契約書に定める事項が遵守されることを前提に研究機関に帰属させることができます。尚、出願・申請後におきましては同契約書に基づき、知財様式による申請又は報告をお願いします。
- ・ 研究機関による権利承継の有無にかかわらず、権利保全について十分な対応をお願いします。
- ・ 権利保全が十分なされない恐れのある場合（例：研究機関発明者による発明において、公知予定日が迫っているにもかかわらず、研究機関による権利承継の有無について発明者に通知されない場合等）、JSTは発明者等の同意を得た上で、研究機関に代わって権利保全（出願の準備等）を行うことがあります。
- ・ 研究機関は、JSTに一度帰属した当該知的財産権について、同契約書に定める通りJSTから譲り受けることができます。

2. 研究機関所属の研究者（研究機関発明者）の持分に係る知的財産権の取扱い

1) 知的財産権の帰属

- ・ 産業技術力強化法第19条第1項各号及び/又は、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第25条第1項各号により、JSTの委託研究開発に係る知的財産権について、JSTは研究機関から譲り受けないことができます。
- ・ 本委託研究契約は同条項を適用しており、同条第1項各号に掲げる事項を研究機関が遵守すること等を条件として、研究機関発明者の知的財産権の持分を研究機関に帰属させることができます。

参考

産業技術力強化法(抜粋)

(国が委託した研究及び開発の成果等に係る特許権等の取扱い)

第十九条 国は、技術に関する研究開発活動を活性化し、及びその成果を事業活動において効率的に活用することを促進するため、国が委託した技術に関する研究及び開発又は国が請け負わせたソフトウェアの開発の成果（以下この条において「特定研究開発等成果」という。）に係る特許権その他の政令で定める権利（以下この条において「特許権等」という。）について、次の各号のいずれにも該当する場合には、その特許権等を受託者又は請負者（以下この条において「受託者等」という。）から譲り受けないことができる。

- 一 特定研究開発等成果が得られた場合には、遅滞なく、国にその旨を報告することを受託者等が約すること。
 - 二 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾することを受託者等が約すること。
 - 三 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾することを受託者等が約すること。
 - 四 当該特許権等の移転又は当該特許権等を利用する権利であって政令で定めるものの設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として政令で定める場合を除き、あらかじめ国の承認を受けることを受託者等が約すること。
- 2 前項の規定は、国が資金を提供して他の法人に技術に関する研究及び開発を行わせ、かつ、当該法人がその研究及び開発の全部又は一部を委託する場合における当該法人と当該研究及び開発の受託者との関係及び国が資金を提供して他の法人にソフトウェアの開発を行わせ、かつ、当該法人がその開発の全部又は一部を他の者に請け負わせる場合における当該法人と当該開発の請負者との関係に準用する。
- 3 前項の法人は、同項において準用する第一項第二号又は第三号の許諾を求めようとするときは、国の要請に応じて行うものとする。

※本委託研究契約では、同条第一項中の「特定開発研究等成果」については「発明等」、「国」については「機構」（但し、同項第二号については「国又は機構」とそれぞれ読み替えます。

2) 研究機関が知的財産権を承継しない場合の取扱い

- ・ J S T は、研究機関発明者の同意を得た上で当該知的財産権の一部又は全部を承継・出願する場合があります。

3. 第三者が発明に参加した場合の取扱い

- ・ この場合は、当該第三者の発明寄与分に係る知的財産権の帰属について、研究機関と当該第三者による協議の上取り決めるものとします。

4. 共有に係る知的財産権の取扱い

- ・ J S T 及び研究機関が知的財産権の共有持分権者となる場合、当該知的財産権の出願に先立ち、J S T 所定の共同出願契約書を基礎に協議の上、締結するものとします。
- ・ 知的財産権の出願・維持等に係わる一切の費用は、原則としてその持分に応じて負担するものとします。

5. J S T に帰属した知的財産権の研究機関への譲渡について

- ・ J S T に帰属することとなった知的財産権について、研究機関が譲渡を希望する場合に、以下の条件を充足できれば J S T は研究機関に譲渡することができます。
 - (1) J S T が適正と認める対価を、研究機関が支払うこと。
 - (2) 共同出願人がいる場合、本申請に係る譲渡(以下、本譲渡という。)について共同出願人の同意が得られていること。
 - (3) 本譲渡について、発明者(本譲渡対象の持分に係る発明者。(4)において同じ。)の同意が得られていること。
 - (4) 発明者と研究機関との間で、本譲渡がなされた場合の実施補償金の支払い条件等に対する合意が予め得られていること。
 - (5) 本申請が承認された場合、研究機関は自らの費用で上記知的財産権の名義変更を行うこと。
 - (6) 本譲渡がなされた場合、J S T との委託研究契約に基づき、研究機関は当該知的財産権についての各種通知を J S T に行うこと。※上記を全て満たした場合でも、本申請時点で、当該知的財産権について J S T が第三者への実施許諾又は譲渡の手続きを開始した後である場合は、譲渡できません。

[手続き方法]

「知的財産権譲渡申請書」(知財様式 3)の各項目を記入の上、まずは電子メールにて J S T の課題担当者にお送り下さい(この時点では J S T 整理番号の記入は不要です)。譲渡の可否、価格等について回答します。

※譲渡を正式に申請される場合、下記正本を J S T に送付下さい。

- ・ 知的財産権譲渡申請書(知財様式 3)
- ・ 知的財産権譲渡に関する同意書(発明者)(知財様式 4) ※同意が必要な者全員の分
- ・ 知的財産権譲渡同意書(共同出願人)(知財様式 5) ※同意が必要な者全員の分

6. 研究機関に帰属した(JSTとの共有でない)知的財産権について

1) 知的財産権に関するJSTへの通知

- ・ 以下の場合には、研究機関はJSTに通知して下さい。

通知条件	通知書・書類の様式	書類提出期限
出願又は申請を行ったとき ※1	知的財産権出願通知書 (知財様式1)	出願・申請の日 から60日以内
知財登録・移転・放棄を行ったとき ※2	知的財産権設定登録等通知書 (知財様式1)	設定登録等を受けた日 から60日以内
自己実施・第三者に実施の許諾を行った とき、実施の状況・実施許諾の状況 に変化があったとき	知的財産権実施通知書 (知財様式2)	当該実施等をした日 から60日以内

※1 海外出願・優先権による出願を含む

※2 合併又は分割による移転及び産業技術力強化法施行令第11条第3項に該当する移転以外は、知財様式6または7により事前申請が必要

2) 知的財産の移転等のJSTへの申請

- ・ 以下の場合には、研究機関はJSTの定める様式により予め申告を行い、JSTの承認を受ける必要があります。

申請条件	通知書・書類の様式	書類提出期限
移転を行うとき ※3	知的財産権移転承認申請書 (知財様式6)	移転前に申請
専用実施権等の設定又は 移転をするとき※3	専用実施権等設定・移転承認申請書 (知財様式7)	設定・移転前に申請

※3 合併又は分割による移転及び産業技術力強化法施行令第11条第3項に定める場合を除く

3) 第三者に移転又は実施許諾する場合の注意点

- ・ 産業技術力強化法第19条第1項各号及び/又は、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第25条第1項各号に掲げる事項についての遵守義務が承継されるよう、移転先と約定する等、適切な措置を講じてください。

4) その他

- ・ 通知書・申請書等の知財様式の送付先は巻頭の各事業の各種書類等郵送先を参照下さい。
- ・ 特許願の作成にあたり、「(【代理人】)」の欄の次に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設けて、「平成〇〇年度、独立行政法人科学技術振興機構、再生医療実現拠点ネットワークプログラム「研究題目名」委託研究、産業技術力強化法第19条の適用を受ける特許出願」と記載してください。

参考

産業技術力強化法施行令(抜粋)

(国が譲り受けないことができる権利)

第十一条

3 法第十九条第一項第四号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 受託者等(法第十九条第一項に規定する受託者等をいう。)であって株式会社であるものが、その子会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同条第四号に規定する親会社をいう。)に特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾(以下この項において「移転等」という。)をする場合
- 二 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第四条第一項の承認を受けた者(同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。)又は同法第十二条第一項若しくは第十三条第一項の認定を受けた者に移転等をする場合
- 三 技術研究組合が組合員に移転等をする場合

7. 「J-STORE・科学技術コモンズ」のご紹介

・ J S Tでは研究成果の実用化促進を目的として、シーズ・ニーズマッチングのための特許情報データベース「J-STORE・科学技術コモンズ」をインターネット上で公開しております。本データベースには次のような特徴があり、掲載用の特許情報等を随時募集しております。本委託研究の成果について、是非掲載をご検討ください。

- ①掲載に費用は発生しません。
- ②掲載した特許情報に対する問い合わせ先は、研究機関が自由に設定することができます。
- ③収録特許を俯瞰するための特許マップ機能を新たに搭載しています(国内公開分を対象)。

本データベースの詳細については以下の URL をご参照ください。

○J-STORE・科学技術コモンズ top ページ

<http://jstore.jst.go.jp>

○J-STORE への特許提供

<http://jstore.jst.go.jp/jstoreHolders.html>

○科学技術コモンズへの特許提供

<http://jstore.jst.go.jp/commonsHolders.html>

○特許マップ作成に関するご要望

(下記 URL のページ下部にご案内がございます)

<http://jstore.jst.go.jp/patentMapSearch.html>

・ 本件についてのお問い合わせは、

J S T 知的財産戦略センター (TEL 0120-679-005, mail : j-store@tokyo.jst.go.jp)

までお願いします。